

# 城北中学校 P T A 会 則

## 第一章 名称及び事務所

第1条 本会は、城北中学校 P T A と称し、父母（保護者）と城北中学校の教職員で組織し、事務所を城北中学校内におく。

## 第二章 目的及び事業

第2条 本会は、父母（保護者）と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (ア) 学校設備の充実改善に関する事項
- (イ) 家庭教育に関する事項
- (ウ) 生徒保護対策に関する事項
- (エ) 保健衛生に関する事項
- (オ) 生徒生活環境の改善に関する事項
- (カ) 会員の修養研鑽並びに親睦に関する事項
- (キ) 本会の経費調達に関する事項
- (ク) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第三章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童、生徒、青少年の教育並びに福祉のために活動する。また他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会は、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

## 第四章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 城北中学校に在籍する生徒の父母（保護者）またはこれに代わる者
2. 城北中学校教職員

第6条 本会の会員は会費を納めるものとする。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第五章 経 理

第8条 本会の経費は会員負担の経費、篤志家の寄付、本会主催の事業資金をもってあてる。

第9条 会費の額や徴収法については、運営委員会で細則として定め、総会の承認を受ける。

第10条 本会の経費は総会において決定された予算にもとづいて行われる。但し総会まで緊急やむを得ない事項については、会長の専決で支出することができる。この場合は総会において報告し承認を求めなければならない。

第11条 本会の決算は、監査より監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第六章 役員・委員並びに監査

第13条 本会の役員・委員並びに監査は、次のとおりとする。

### 1. 本部役員 16名

- ・会 長 1名
- ・副 会 長 5名（教頭含む）
- ・常任顧問 1名（校長）
- ・運営委員長 1名
- ・幹 事 2名（T1・P1）
- ・書 記 2名（T1・P1）
- ・庶 務 2名（T1・P1）
- ・会 計 2名（T1・P1）

### 2. 運営委員 33名

- ・本部役員 16名
- ・父親・母親部長 3名（各学年1名）
- ・父親・母親副部長 3名（各学年1名）
- ・広報部長 1名
- ・地区部長 1名
- ・各部会T顧問 9名

### 3. 委 員

- ・地区委員 各町区より1名以上

### 4. 監 査 2名

第14条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が推薦し、総会の承認をうける。

第15条 会長1名、副会長男女各2名、教職員代表1名、運営委員長1名、監査委員2名を城北中学校区より選考委員によって推薦し、総会の承認を得るものとする。

第16条 幹事、書記、会計、庶務は、会長が委嘱する。

第17条 各部長は、各部会の委員の中から推薦し、総会の承認を得るものとする。

第18条 地区委員は、各町区より会員の互選により1名以上選出し、地区部会に所属し、行事の円滑な運営を協議し、執行する。

第19条 監査は2名選出し、他の役員を兼ねることはできない。

第20条 第3条の目的を達成するために、次の部会を置く。

1. 父親・母親部会（父親部・母親部）
2. 広報部会
3. 地区部会

第21条 本会の役員の任期は一ヶ年とし、再任を妨げない。欠員のため補充した場合は、その残任期間とする。ただし任期が終了しても、後任者が決定するまでは業務を執行しなければならない。

第22条 教職員は、教職員の中から互選により選出され、各部会の顧問として所属し、円滑な行事の運営を図る。

第23条 会長は、本会を代表して業務を統括する。

第24条 副会長は、会長を補佐して会長事故の場合はこれを代行するとし、円滑な行事の運営を図る。

第25条 監査は、業務並びに会計の監査をし、総会で報告しなければならない。

第26条 顧問は、PTAの運営に関し、会長の諮問に応じ、また総会に出席し意見を述べることができる。

第27条 運営委員長は、運営委員会の議事・進行を担当し、会務の委嘱をうけ常任処理する。

第28条 各部会の部長は、本会の目的を達成するため事業を推進、実行する。

第29条 幹事は、草案の企画・立案及び作成に当たる。

第30条 書記は、総会、運営委員会、役員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

第31条 会計は、会計事務を掌る。

第32条 庶務は、記録・通信その他の書類を保管し、その他庶務を行う。

- 第33条
1. 本部役員会は、運営委員会に提出する議案を企画・調整する。
  2. 運営委員会は、総会に提出する議案を企画・調整する。なお、緊急の場合は部会の事業を代行し、その結果を部会に報告する。

## 第七章 会 議

第34条 本会の会議は、総会、運営委員会、本部役員会、各部会とする。

第35条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関であり、次の事項は必ず総会で承認を受けなければならない。

1. 基本方針並びに活動方針
2. 年間事業計画並びに事業報告
3. 予算並びに会計決算報告
4. 正・副会長・運営委員長および監査の選出
5. 会則の改正
6. その他必要な事項

第36条 総会は、年1回定期に開催する定期総会と臨時総会とし、全会員をもって構成する。臨時総会は、運営委員会もしくは会長が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

第37条 運営委員会は、事業計画に基づき開催する定期会議と臨時会議とし、運営委員をもって構成

する。臨時会議は、運営委員長もしくは会長が必要と認めたとき、または、構成人員の3分の1以上の要求があったときに開催し、重要事項を協議する。なお、運営委員会は総会につぐ決議機関とする。

第38条 各部会は、部長が必要と認めた場合に招集し、それぞれの事業について協議する。また、必要に応じて、会長は各部会を招集することができる。

第39条 総会は構成人員の3分の1以上、その他の会議は2分の1以上の出席者（委任状を含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。

ただし、不測の事態により構成人員の招集が困難な場合は、書面による議決も可とする。

## 第八章 各部会

第40条 父親・母親部会は、教師・親・子の理解・親睦を深め、子どもの健全育成と、親の学級活動に対する関心を高める。また、すべての会員が豊かな心を養い、よりよい父母・教師となるために勉強会を推進していく。

第41条 広報部会は、PTA活動や必要な情報を報道するために、PTA新聞及び北辰だよりを編集・発行する。

第42条 地区部会は、生徒の家庭及び社会における生活指導並びに教育施設の改善及び環境美化に努める。

## 附 則

第1条 この会則は、昭和60年5月8日より効力を発する。

- (1) 昭和60年5月8日会則改正
- (2) 昭和61年5月10日 ”
- (3) 昭和63年5月21日 ”
- (4) 平成元年2月20日 ”
- (5) 平成3年5月25日 ”
- (6) 平成4年5月16日 ”
- (7) 平成24年5月18日 ”
- (8) 令和元年5月17日 ”
- (9) 令和4年5月20日 ”

第2条 選考委員会の委員選出については、別に内規を設ける